

山梨市の介護保険以外のサービス（在宅福祉サービス）

高齢者の総合相談窓口（山梨市地域包括支援センター） 直通電話 23-0294

山梨市地域包括支援センターは、介護や生活に不安のある高齢者や、そのご家族のための『総合相談窓口』です。高齢者の皆さんに関する様々な相談を受け付けます。

◆配食サービス

食事の準備や調理が困難な65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の高齢者に対し、昼食を提供し、安否の確認を行います。平日のみのサービスです。サービスは、毎週月曜日から金曜日まで実施します（祝祭日、年末年始等を除く）。

【1食の自己負担】

- ◇市県民税非課税世帯 1食 300円
- ◇市県民税課税世帯 1食 350円

◆緊急通報装置(ふれあいペンダント)の貸与

65歳以上のひとり暮らしの虚弱高齢者又は高齢者のみの世帯で、どちらかが虚弱の場合、緊急通報装置を設置貸与して緊急時の救護に備えます。近所の方の協力員3名の登録が必要です。

【設置費無料、電気料・通話料実費】

◆家族介護用品支給サービス事業

自宅で要介護認定4・5の方を介護している家族に、紙おむつ・紙パンツ・尿取りパット・おしりふき用ウェットティッシュ・失禁パンツ・清拭剤・ドライシャンプー・使い捨て手袋・とろみ剤が購入できるクーポン券を配布します。

【市県民税非課税世帯のみ対象/月5,000円分】

◆家族介護慰労金の交付

介護保険サービスを利用していない、毎年4月1日現在で、65歳以上で要介護4・5（障害高齢者の日常生活自立度がB又はC）相当の寝たきり高齢者又は認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、Ⅳ、Mで認定基準の状態にある高齢者であり、1年以上在宅で介護している同居の方に対して、介護慰労金を交付します。（入院及びショートステイの利用が合計91日以上の場合は対象外です。）

【年間 60,000円】

◆徘徊SOSネットワーク事業

行方不明になるおそれのある高齢者を事前に登録し、万が一、行方不明になった場合、各関係機関が連携して早期発見に努め、安全に家族のもとに帰れるよう迅速に捜索を実施します。登録は無料です。

◆見守りステッカー利用支援事業

個人情報保護した状態で、発見者からご家族に直接電話連絡が可能な緊急連絡転送システムです。ステッカーは48枚セットで、衣類・持ち物・履物等に貼り付けて使用します。認知症があり、徘徊のおそれがある方には、利用加入時の初期費用2,000円を助成します。

【年間運用費300円×12ヶ月=3,600円は自己負担】

◆もの忘れ相談

認知症への不安、認知症の方への対応についてのお悩みに、医師が正しい対応方法を助言する相談を行なっています。相談は無料です。

【月1回実施/事前予約制】

◆認知症ほっとスペース

認知症の方とご家族の方が気軽に安心して集えて、談笑したり専門スタッフに日頃の悩みを相談したりできる場を提供しています。参加料は無料です。

【月1回実施】

◆生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)

65歳以上で、要介護認定で「自立」と判定されたひとり暮らしの高齢者や家族の病気等で支援が受けられない高齢者について、養護老人ホームにおいて一時的に養護します。

【利用日数/半年に7日以内】 【食費等の実費のみ負担】

◆日常生活用具の給付

火の管理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、自動消火器・火災報知器・電磁調理器の日常生活用具を給付します。

【課税状況に応じた自己負担があります】

◆寝具類洗濯乾燥サービス

65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の高齢者で、要介護3以上あるいは同等の心身の障害があり、寝具類の衛生管理が困難で親族等の支援を得ることも困難な方を対象に、年2回まで布団等の洗濯・乾燥をします。【1回につき2枚まで無料、3枚目から半額負担】

◆外出支援サービス事業

65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの非課税世帯の方で、車椅子を利用しなければ外出が困難であり、座位姿勢ができる方に対してリフトカーでの送迎をします。

なお、医療機関への通院、理美容院への外出、福祉施設への通所、公共機関での手続などの利用条件があります。

【利用範囲/月に2回まで】 【利用料/1kmあたり30円】

◆介護用福祉用具貸与事業

65歳以上で介護保険の認定対象とならない方や、病院・施設から外泊等一時的に自宅で介護が必要な方、末期患者で在宅生活を送る方、傷病等により一時的に介護用福祉用具が必要な方等に対し、介護用福祉用具を貸与します。

【貸与物品/車いす・杖・シャワーチェア等】

◆訪問理美容サービス

65歳以上で、要介護度4・5の寝たきり高齢者であって理美容店に出向くことが困難な方を対象に、理美容業者が訪問し散髪します。

サービス利用券を、年間4枚を限度に交付します。サービス利用時には、介助者1名以上の協力が必要となります。

【負担金 1回 2,000円】

【問い合わせ先】

- 山梨市地域包括支援センター 23-0294（直通）
- 介護保険課・介護予防推進担当 22-1111
（内線1231~1233）
- 牧丘支所・住民生活担当 35-3111
- 三富支所・住民生活担当 39-2121

★介護予防体操をやってみましょう★

◇元気あつぷ教室 体操と口腔ケア教室を各地区で開催中。詳細は地域包括支援センターまでお問い合わせください。

◇フレイル予防体操 CATV10チャンネル「お知らせ山梨市」内にて隙間時間にできる3分体操を毎日放映しています【放映時間 8:30~、12:30~、20:30~】

※ひとり暮らし高齢者とは、家屋のある同一敷地内に配偶者または二親等内の者が居住していない高齢者です。高齢者のみの世帯とは、家屋のある同一敷地内に65歳未満の配偶者または二親等内の者が居住していない高齢者世帯です。